

132帯のこ盤を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	10	9～10	製材工場内でオートテーブル（製材機）作業中、機械に異常があったので確認のため、製材機の製品台上がり異常を直そうとした時、つまずき転び背中を打ってけがをした。	62	2	10401	1～9
2	2017	9	16～17	横バンドソーでカバーを外しチェーンに油を差していた、チェーンに杉皮片が付いて回っていた、それが気になり指でつまみ取ろうとして、チェーンとギアの間に指先を挟んだ。	33	7	10401	10～29
3	2017	9	14～15	工場内にて、丸太を製材機にて切断作業中、機械のローラーに丸太の皮が引っ掛かっていた為、取ろうとして誤って指を巻き込んでしまった。	65	7	10401	—
4	2017	8	13～14	丸太を割り板にするため、作業台の上で作業をしていたところ、作業台の反対側に木くずが詰まってきたので処理しようと移動した際、足が滑り前のめりに転倒し、右足付け根部を打撲した。転倒後、痛みはあったが作業に従事していたところ、後日、右足が上がりなくなった。	38	2	10401	1～9
5	2017	8	8～9	工場内で製材加工中、製材機で原木を曳いているとき、製材機に溜まった木屑を取るため、鋸に手を近づけたところ、左手小指付近を鋸で切傷した。	68	8	10509	1～9
6	2017	8	9～10	資材工場で先取り作業中、台車が後方へ戻るときに、台車のヘッドブロックが本人の左手甲に当たり負傷した。	77	6	10409	1～9
				工場内の鋸盤で鋼材を切断し、鋸盤の電源を切り、切った鋼材				1～

7	2017	7	10~11	を取ろうとした際、余力で動いていた切断刃に右手に着用していた手袋が引っ掛かり、右手親指を巻き込んで負傷した。	22	7	11209	9
8	2017	7	11~12	製材工場のローラーテーブル式帯のこ盤で木材を製品に加工する作業中、仕切り板に端材が引っかかり、その端材を取ろうとして左手人差し指が刃に触れ負傷した。	63	8	10401	10 ~ 29
9	2017	5	13~14	工場内のバンドソー機で木板（ゴム集成材、3200×135×25）を1人で加工（中カット）中に、途中で木板が入って行かなくなり、とっさに右手で板を押そうとし、誤って刃に接触し負傷した。	33	8	10401	1~ 9
10	2017	3	9~10	木材を製材する為、製材機（木棺）を向こう側に立たせ、製材品を受け取る作業をさせていたところ、ローラーと製品の角で指をはさまれ負傷した。	29	7	10401	1~ 9
11	2017	3	8~9	製材機の所で原木を製材中、原木がずれないように右手で押さえて切っている時、通常は鋸手前20cmの所で手をどけるところ、鋸まで手を持っていってしまい右手親指を負傷した。	69	8	10401	30 ~ 49
12	2017	3	8~9	常にチェーンや鋸などの機械に近づく時は、電源を止めるように指導しているが、工場内でツインリッパーを使おうと、電源を入れたまま、チェーンに引っ掛かったチップ材を取ろうとして、手袋を挟まれて負傷した。	34	7	10409	10 ~ 29
13	2017	3	9~10	社内作業場にて、鋳造後のアルミ鋳物を電動鋸（帯鋸）にて切断中、誤って手を滑らせ鋸の刃に右示指を接触し挫創した（軍手着用）。	48	8	11102	30 ~ 49
14	2017	3	9~10	工場内にて製材品の送材車テーブルでの作業中、製材品を移動するためのローラ（送り）に切りおとした廃材が引っかかり、取り除こうとした際にスイッチに手が触れ、ローラが下がり、右手を挟んだ。	74	8	10401	1~ 9
				当社工場内で製材の補助作業をしている時に木屑を取ろうと下				1~

15	2017	2	16~17	を向いた時に、バックして来た送台車のヘッドに当たりそのまま反対の頭部を製材機にぶつけた。	47	6	10401	9
16	2017	2	9~10	木材を切断している時、誤って左手の人差し指を切断中指を切った。木材を切断する帯鋸で、切断した。作業員Aが木材を出し作業員Bが木材を取るという工程である。	23	8	30202	1~ 9
17	2016	12	8~9	作業場に於いて、客宅部屋改造工事に使用する廻り縁をバンドソーで引き割る際に、手が滑って右手中指に当たり負傷した。	65	8	30202	1~ 9
18	2016	12	9~ 10	電源を切った帯のこ盤の刃の下で材料の寸法を巻き尺で測っていたところ、巻き尺の本体がずれて、左手親指の上に帯のこ盤のノコ刃が落下し負傷した。	45	4	11209	1~ 9
19	2016	12	9~ 10	帯のこを使って木材を半分に割る作業中、刃の付近にごみがあったのでゴミを取る時、左手が帯ノコの刃に触ってしまった。	33	8	10401	10 ~ 29
20	2016	11	16~ 17	工場加工室でバンドソーで加工していた。その場を離れようとして体の向きを変えた時、バンドソーの電源を切り忘れて離れようとした為、機械側の右手が糸のこに触れて指を切ってしまった。	54	8	10805	30 ~ 49
21	2016	10	15~ 16	ツインバンドソーの機械で桧3M厚さ24mmの板を24mm×50mmにする作業を行っていた。板を3枚に重ねキャッチングで固定し、両端の耳の部分を帯鋸で挽き、製品を作っていた。左側に積んでいる板を下ろしている時に、持っている以外の板が滑り落ち、戻ってくる台車に当たり、そのまま足元に返ってきた。体をねじり避けようとしたが間に合わず、右太ももに当たり裂傷した。	58	6	10401	1~ 9
22	2016	10	15~ 16	帯鋸の交換中、製材機の上部プーリーより鋸がすべり落ち、右手首にあたり負傷した。	54	4	10401	1~ 9
				工場内作業場にて、プラスチック板を電動のこぎりで切削する				10

23	2016	9	16～ 17	作業中に対象物を取ろうとした際、誤って本来右手を使うところ、左手で取ろうとしてしまい、稼働中の刃物に触れた為に皮膚が切れて出血した。	53	8	10805	～ 29
24	2016	8	14～ 15	製材工場内のローラーで木材製材の作業中に誤って回転中の刃に接触し、右手中指の先を負傷した。	33	8	10401	1～ 9
25	2016	7	18～ 19	製材工場製材中に帯鋸が割れてはずれたので、鋸を交換している時に鋸を持っていた手がすべり、その際に手が触れてしまい負傷した。	32	8	10401	10 ～ 29
26	2016	7	16～ 17	工場内において、18ミリ合板の約6センチ幅の合板材の長手方向のバリ削除作業中、左手で合板を押さえ、右手でハンドトリマーの刃を合板に当てたところ接触が悪く合板にハネられ、その反動でトリマーの刃が左手親指と人差し指の付け根付近に当たり裂傷を負った。	52	8	10409	10 ～ 29
27	2016	6	14～ 15	改修工事現場で材料加工中、バンドソーで天井板を作成中、材料がはじいたので押さえようと手が滑り、回転している刃に左手親指があたり負傷した。	55	8	30309	—
28	2016	6	16～ 17	帯のこ盤にて荒取り（成型）していたところ、誤って深く手を入れすぎて右手指先が刃物に触れ負傷した。	29	8	10409	10 ～ 29
29	2016	4	11～ 12	製材工場内で台車のマストに載せられた角材を拾い、それを台車に載せる作業を製材本機から約1mの場所で作業をしていた時に、バランスを崩して、台車通路と作業床に足を滑らせて転倒し、製材本機のセリと帯鋸に接触、負傷した。	66	8	10401	1～ 9
30	2016	4	10～ 11	リフォーム材料を加工する為、電動製材機で製材をし終え、スイッチを切り加工材を手前に引いた際、まだ少し廻転して電動機の刃に手がふれ右手の親指を負傷した。	72	8	30309	10 ～ 29
			14～	帯鋸でキャンバーを作っていたところ、帯鋸と作る材料との間				1～

31	2016	3	15	隔が短い距離での作業だったため、右手の小指の先端が、高速回転している帯鋸の刃先にふれて切ってしまった。	75	8	10401	9
32	2016	2	11～ 12	工場内において、木材を横切りカッターでカットした木片が刃にあたり、それがはね返り目に当たった。	35	6	10509	10 ～ 29
33	2016	2	8～9	木工所にて松明を製作する為の木材の製材作業中、誤って製材機のノコギリ部分に接触し右手人差し指を負傷する。	35	8	170209	30 ～ 49
34	2015	12	14～ 15	製材所で丸ノコツインソーを整備中、オガ粉をとりのぞく作業をしている時、刃が惰力で回っており、左手中指を負傷した。	73	8	10409	10 ～ 29
35	2015	12	8～9	バンドソー（帯鋸盤）にて木材の加工中、収縮によりバンドソーの刃にはさまり、木材が上下に跳ね前へ進んで、添えていた右手を損傷した。	28	8	30202	30 ～ 49
36	2015	12	14～ 15	工場内において、コンタマシンを使用して角材を90mmの長さに切断作業中、角材が堅かった為、途中で止まってしまいその反動で角材が反転し、角材を持っていた左手に強くあたり、左手薬指を骨折した。	63	8	11109	10 ～ 29
37	2015	11	17～ 18	帯鋸盤の電源スイッチを定時に切り鋸屑だまりに棒を突っ込み掃除をしていたところ、鋸盤が完全に回転を停止していなかったため棒が帯鋸に掛かり顔面に当たった。	50	6	10401	10 ～ 29
38	2015	9	16～ 17	解体修理用工場において部材を加工するためバンドソーを用いて組整形を行っているときに、誤って左手中指が高速回転しているバンドソーの刃に触れてしまったことから、左手中指を負傷した。	55	8	30309	10 ～ 29
39	2015	9	18～ 19	撮影所内機械場で、映画に使用する打ち物を昇降盤を使い加工中、誤って左手指を切った。	63	8	100109	10 ～

									29
40	2015	8	17～ 18	加工場内にて、ツインソーの帯鋸の刃を交換しようとして刃を上部鋸車に掛けたところ帯鋸がはずれて左腕前腕部を切創した。	52	8	60201		1～ 9
41	2015	8	14～ 15	昇降盤にて、木材にミゾ加工作業中、木材がノコギリに飛ばされて、左手中指のつめを負傷する。	64	8	10409		1～ 9
42	2015	8	8～9	始動前の点検中、帯鋸に軍手がひっかかり負傷した。	35	8	10401		10 ～ 29
43	2015	7	14～ 15	製材機を使用して200×30×105の小さなクサビ型のキャンバーを製作中に、治具を使用してナナメ割をしていた時に、治具から木材がはずれそうになったのでとっさに右手で押えたが、そのまま右手薬指の右側がノコにふれたため、ケガをした。	65	8	10401		10 ～ 29
44	2015	6	14～ 15	電動帯鋸を回転させて細いビニール紐を束ねて鋸刃の刃で切ろうとした時、鋸刃に引き込まれた。	41	8	10806		50 ～ 99
45	2015	6	15～ 16	金属部品を取り出し再利用する為に、帯鋸盤を使用して樹脂部分を切断していた際に、帯鋸の刃と埋め込まれている金属が接触した時の反発で手元がずれてしまい、製品を支えていた右手中人差し指の付け根から第二関節の間を斜めに、回転する帯鋸の刃に接触させてしまい、切り傷を負った。	61	8	170101		30 ～ 49
46	2015	6	11～ 12	ABS樹脂の端材をバンドソーで切断作業中、端材を押さえた左手小指が左側のコの字型の安全カバーのスキマに入り込んで刃部に接触し負傷した。	65	8	80109		10 ～ 29
47	2015	6	9～ 10	客に出す木材の製材加工を行っていたところ（バンドソウ）、右手が滑り、のこぎりの刃先に、右人差し指が触れてしまった。	47	8	80209		10 ～

									29
48	2015	5	14～ 15	角材を挽いている途中、材料を手元で回す必要があり回していた時に、手がすべり、誤って足の上に落ち、左足の甲を骨折してしまった。	30	4	10401		1～ 9
49	2015	4	16～ 17	帯ノコで木材のVカットの作業中、誤って軍手を巻き込ませ、左手中指を負傷した。	32	8	10401		1～ 9
50	2015	4	17～ 18	終業時刻になったので送材台車の帯ノコギリのスイッチを切り、手を後ろに組み腰をかがめた際、帯ノコギリの刃が手に触れ親指を負傷した。	61	8	10401		10 ～ 29
51	2015	3	14～ 15	事業所内作業場において丸太を薄く挽いた板（長さ2m厚さ2cm）を、テーブル（電動鋸）を使用して、2人組で15cm巾に製材作業中、自分は板を押す側、相方は板を引く作業をしていた。板を押そうとした時、板の端が丸く添っていた為、板を持っていた右手小指が板に挟まりそのまま板と一緒に鋸に引き込まれてしまい負傷した。	67	7	10401		1～ 9
52	2015	3	15～ 16	工房内で木作業をしている時に、バンドソーで木材をカット中、本人の不注意により誤って左手人差し指の第二関節あたりを切ってしまった。	33	8	80209		30 ～ 49
53	2015	3	11～ 12	資材工場内において、帯鋸盤の電源スイッチを切り、鋸が完全に止まる前に、エアブローで機械の清掃をした。エアブローの際に、鋸にあまりにも近づき過ぎたことで、鋸に右手がふれてしまった。	58	8	10509		100 ～ 299
54	2015	2	9～ 10	工場内の製材所で、帯鋸にて桐ジョイントボードのスライス作業をおこなっている際に、思わず左手を差しだしてしまい、左手第一指の付け根に鋸が触れてしまい裂傷した。	33	8	10409		10 ～ 29
				送材車付帯鋸盤で作業中、一面挽き終了後退する途中、誤って歩出しボタンを押してしまい、帯鋸に丸太が圧着して帯鋸が					10

55	2015	2	16～ 17	破断した。指導者が「動かすな」と指示を出してから、即急に機械停止している時に、気が動転した被災者が送材車を後退させてしまい、鉄製ローラー式木寄木と原木に挟まれ、左膝下を骨折した。	46	7	10401	～ 29
56	2015	1	14～ 15	製材後、ライブローラーにて排出できない短材をライブローラーを停止した後、送材機よりライブローラー上に移り、素手で排出。排出後、送材機に戻る際、足を踏みはずしバランスを崩し転倒。咄嗟に操作レバーに触れてしまい、送材機と共に後退し、帯鋸の側面に接触。	58	8	10409	1～ 9
57	2014	12	10～ 11	ローラーテーブル作業中に、テーブル定規の寸法作動が上手くいかず、電磁弁及びエアホースを調節し、定規の動作確認を行った際、まだ動きがたく再度エアホース、電磁弁、定規寸法留め具(ピン)を確認、定規上部に右手を置き、左手をシャフトに置き、動かそうとした際に定規が帯鋸側に動き、定規と帯鋸の間に右手挟まれた。	51	7	10409	10 ～ 29
58	2014	11	14～ 15	木取工場にて、BSという機械で材料を加工の際、材料を強く押した手があやまってすべり、左手中指が刃物にあたってしまい切断した。	58	8	10509	100 ～ 299
59	2014	11	10～ 11	工場裏の(屋根付き)屋外製材機を使って2人ペアになって木材を製材していた時に事故は起こった。当人が製材された製品をもらい受けようと台車側まで手を伸ばした際に、流れてきた台車のベッドとローラーの落ち込み防止部分とのすき間に人差指を挟まれてしまい、押しつぶされるような形でその指を切った。	60	7	10401	1～ 9
60	2014	11	11～ 12	工場プラスチック成形品をバンドソーでカットしている時に、指が触れて第二・三指を切った。	65	8	10805	10 ～ 29
				製材工場帯鋸盤を使った製材作業中、一つの材料が終了し次				



61	2014	11	8~9	の材料に取りかかるまでの手が空いたとき、帯鋸付近のゴミを取り除こうとした際、機械を停止させるか、棒を使用して取り除くべきところ、機械を停止させずに直接手で取り除こうとしたため、回転している帯鋸に指先が触れ受傷した。	63	8	10401	1~ 9
62	2014	8	16~ 17	台車の帯鋸を張る分銅の下に頭をぶつけて前頭部を裂傷した。	23	3	10401	10 ~ 29
63	2014	8	11~ 12	製材所内で製材用の帯のこぎりに油を注入した際誤って帯のこぎりに触れ、右手人差し指を切りました。	44	8	10401	1~ 9
64	2014	6	16~ 17	木工所にて、木材を帯ノコギリで切断中に、右手中指に刃が当たり負傷した。	30	8	10401	1~ 9
65	2014	5	16~ 17	テーブル式帯鋸盤で厚さ18ミリ巾約200ミリの耳付板を巾45ミリに切断中、最終部切断時に右手で押した為(治具使用せず)、軍手が帯鋸に接触し、帯鋸に引込まれ負傷した。	37	8	10401	1~ 9
66	2014	4	8~9	林業製材工場内にて、木材の摺りなおすために、マストを前に出して、押し出しひっくり返そうとしたところ、製品を手前に出しすぎた為、落下し右足第2第3中足骨を亀裂骨折した。	62	4	10401	10 ~ 29
67	2014	4	11~ 12	梱包作業の新人教育で指導を受けていた際、回転しているバンドソーに、左手が接触し負傷した。	29	8	80209	30 ~ 49
68	2014	4	11~ 12	製材工場においてAと製材作業をしていた際、背板が機械に引っかかり前へ進まなかったので直そうとして、左手で背板を持ち動かそうとしたところ、ローラーと床板に左手小指がはさまり、小指を骨折した。	34	7	10401	1~ 9
69	2014	4	14~ 15	建築作業所に於いて、建設の事務所窓の格子取付工事の為に、作業所で格子を加工中に4cm×15cmの板をバンドリーで引き割りをしている時、左手が滑って刃先に当たって負傷(左手	39	8	30201	10 ~ 29

				親指、中指解放骨折) した。				
70	2014	3	14～ 15	製材台車の先引作業中、誤って台車のレール上に左足を出して車輪の下敷きになり、足指を負傷した。	40	7	10401	1～ 9
71	2014	3	15～ 16	製材機（台車式）で作業中に、丸太送材機の丸太のズレを直すため、機械を止めずに半身になって台車の走行レバー持ったままズレ直しを行ったため、身体のバランスを崩し、走行レバーも動き、バックして右足甲部を台車とガイドに挟み負傷した。	57	7	10501	-
72	2014	3	8～9	製材工場において、送材車付帯鋸盤を使用しメイプル材を引き割ろうとして4枚重ねの板材を1枚台車に乗せ、残る3枚をチェーンローダー供給機の上に重ね置きしたが1番上の板材が斜めにずれていることに気が付かず確認しないまま送材車を前進させたため、台車の角に板材が当り斜めに前進して作業者に当り、板材を本機に挟まれ右太ももを裂傷した。	61	7	10409	50 ～ 99
73	2014	3	13～ 14	工場に於いて製材加工機械の鋸部分の清掃をしようとエアードスターガンを使用したところ、鋸に誤って近付き過ぎエアードスターガンの先端が鋸に当たりその反動で右手人差し、中指、薬指が鋸に触れ負傷した。	16	8	10401	10 ～ 29
74	2014	1	15～ 16	作業場で角材を帯のこで2.5cm角にする作業中に、誤って右人差し指を切った。	62	8	30202	1～ 9
75	2013	12	16～ 17	コンターマシンを使用し、大型のプラスチック製品（1100×1100×200）を1/4に切断中、切断されたものを取ろうとした際、誤って手がマシンの刃（帯鋸長さ4500mm、刃渡り25mm）に当たり、中指、人差し指を負傷した。	21	8	10805	10 ～ 29
76	2013	12	8～9	使用するカッターナイフの柄の部分（プラスチック製）を使い易いようにバンドリー（電動のこぎり）で削っていた際、柄の部分が刃に引っかかり、ナイフの刃で中指と人差し指を切った。	45	8	10805	50 ～ 99
			16～	(60×30)角材を帯鋸で切断作業中、皮手が帯鋸の刃に引っ掛か				10

77	2013	12	17	り、手指を巻き込まれた。	52	8	11501	～ 29
78	2013	11	14～ 15	ウレタン断裁機でウレタンの断裁中、断裁機の歯で手人差し指を切傷した。	39	8	10309	10 ～ 29
79	2013	10	18～ 19	製材機械で板を加工する為、木材に手を添えていた際、木材が折れ、折れた木片が手の平に当たった。	58	3	10401	10 ～ 29
80	2013	9	10～ 11	切断作業中、部材マークを記入しようとした際、軍手が回転していたノコの歯に巻き込まれ、人差し指指先部を負傷した。	32	7	11209	10 ～ 29
81	2013	8	2～3	骨付きの肉を電動のこぎりでカットする作業を終え、機械洗浄の際、のこぎりの刃を空回りさせながらホースで水をかけていたところ、肉片が付いていたため、取ろうと手を出し、手指を切った（切断防止の手袋は、洗浄前に外していた）。	38	8	10101	50 ～ 99
82	2013	7	15～ 16	製材作業中、木材を切断するため製材機に載せ、製材機の電動式の爪を共同作業者が木材に打ち込む際、爪が操作盤から死角になり、確認不足のため、爪を下ろしてしまい、爪が小指に当たり切断した。	63	7	10409	1～ 9
83	2013	6	4～5	鋸で板を切った際、手中指と薬指が鋸に接触した。	58	8	10409	1～ 9
84	2013	6	16～ 17	円切りした端材をチップの機械に入る大きさに帯鋸で切断中、躓き、鋸に手が触れた。	59	8	10409	1～ 9
85	2013	5	18～ 19	タイヤ止を作ろうと機械のスイッチを入れ、不要の木材を取ろうとした際、手を差し出したところ、回転刃に触れ、切傷した。	38	8	40302	1～ 9
			15～	化粧版を裁断していた際、メラミン昇降盤を使用中、手で部材				10

86	2013	3	16	を押さえていたため、手指2本をノコの刃に接触し、切った。	25	8	10501	～ 29
87	2013	3	16～ 17	被災者は、機械部の清掃をするため機械を止めた際、誤って手前のローラーに手を添えたところ、刃が完全に停止しておらず、はめていた手袋が刃に接触し、巻き込まれ、指に切創を負った。	33	8	10409	10 ～ 29
88	2013	3	9～ 10	製材機械を用いて木材の製材作業中、作業テーブル上の帯刃の移動路の隙間に木片が挟まった為、手で取除こうとした際、軍手が駆動中の鋸刃に引っ掛かり、刃と拇指と示指が接触した。	47	8	10401	1～ 9
89	2013	2	17～ 18	ノコに木くずが付いていたため、棒切れを持って取り除こうとしたところ、手が滑り、切った（ノコの電源を切っていなかった）。	60	8	10401	30 ～ 49
90	2013	2	16～ 17	鋸台に付着したごみを除こうと、機械回転中に木片を入れた為、ガイドカバーが折れ、手に当たった。	39	6	10409	1～ 9
91	2012	11	10～ 11	バンドソーを使い板をカット中、後ろを気にした際、手を切断ライン近くに移し、ノコ刃に手袋を巻き込み、示指を不全切断した。	60	8	10805	10 ～ 29
92	2012	11	13～ 14	工場内にて、鋸盤で部品の切断加工中、油をさしていた際、手が滑り、人差し指が刃に触れ、指先を切断した。	62	8	11502	10 ～ 29
93	2012	11	11～ 12	作業場にて、蒲鉾板製造中、米モミ材板を縦7枚に重ね、横切機で切る作業中、切端を除去しようとしたところ、手で払った際、手先が鋸刃に触れ、負傷する。	63	8	10409	1～ 9
94	2012	10	9～ 10	帯鋸盤を使用し、製作中の治具(木製)の調整作業中、誤って手第4指、及び第5指を鋸歯で切傷した。	44	8	10401	1～ 9
95	2012	9	13～	機器を水洗いした際、停止させるためモーター等のスイッチを切り、機器の一部に原料のカニの残りカスが付着していた為、	44	8	10102	10 ～

			14	取り除こうと手を出したところ、完全に停止していなかった帯ノコの刃に触れ、負傷した。				29
96	2012	9	14～ 15	自動送台車で製材中、材が小さかった為、誤って材を手で抑え、固定用の自動ツメを打ち込んだ。	38	7	10409	1～ 9
97	2012	7	15～ 16	帯鋸式押さえローラー付テーブルにて、桧2m背板処理作業中、押さえローラーの下に木の皮がついていた為、手で引き抜こうとしたら、ローラーの下の隙間約2m/m位に引っかかり、巻きこまれ、手指を帯鋸で負傷した。	58	7	10402	50 ～ 99
98	2012	7	8～9	機械のテーブルにて、板を切断するため、手を添えていたところ、誤って帯ノコに触れた。	56	8	10401	1～ 9
99	2012	7	16～ 17	製材機にて、細かい部品を製材中、鋸近くでつまずき、手が鋸に接触し、薬指を切傷した。	56	8	10401	1～ 9
100	2012	6	8～9	工場内で材料を切断中、切断寸法を再確認しようとしてスケールをあてた際、帯ノコ盤の刃に軍手が引っ掛かり、手が巻き込まれ、指を切断した。保護カバーを設置していたが、回転中の刃に軍手がからまり、負傷した。	67	7	11209	1～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。